

アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(5.0 + 4.6) / 2 = 4.8$

4.8

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	我が国(中部地域(愛知県・岐阜県を中心とした5県))の航空宇宙産業の国際市場シェア	138%	5
2	中部地域における航空宇宙産業の生産高	138%	5
3	中部地域における航空宇宙産業雇用者数	138%	5
4	中部地域における航空宇宙関連輸出額	224%	5
5	愛知・岐阜・三重・長野・静岡地域における航空宇宙関連の工場等の新增設件数	175%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 5 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 5.0$

5.0

※) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.6

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(4.3 + 4.2 + 4.2) / 3 = 4.2$

4.2

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

(事項)

- ・工場等新增設促進事業(経産A001)

(概要)

- ・工場立地法で定める緑地面積率等について、総合特区計画認定後に市町村が条例を定めることにより、独自に緑地面積率等を定めることができる。

(規制所管府省(経済産業省)の評価(特記事項))

- ・特例措置の効果は認められる。
 10市町における条例制定により、特例措置が利用できるように進展しており、特例措置の効果は認められる。

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

■ 国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価
(事項)

・関税暫定措置法第4条(航空機部分品等の免税)の手続きの簡素化

(概要)

・①関税暫定措置法基本通達に定められている「減免税物品に関する帳簿」については、同通達に定める様式(P-1000)にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とするもの並びに②輸入後に税関が行う事後確認について、過去の確認実績に応じて柔軟に簡略化を図るもの。
(規制所管府省(財務省)の評価(参考意見))

・運用面での措置により事業者におけるコスト削減につながったものと評価している。

等

専門家による評価の平均値

4.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.2

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.2

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

4.7

- ・中部地域における航空機・部品の生産高、名古屋税関内の輸出金額、航空宇宙関連の工場増設件数など、平成26年度までの目標値を上回る進捗を上げており、確実な事業の進展がうかがえる。
- ・特区制度の効果の現出が広範囲にわたり、特区の拡大にもその良好な状態が表れている。
- ・財政、税制、金融支援の活用改善の余地があるものの、地域独自の取組で規制改革を行っていることは評価できる。
- ・ただし、評価指標(1)及び(3)の代替指標は必ずしも適切とはいえず、航空宇宙産業の進展を客観的に計ることができる指標の検討も期待される。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.7

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(4.8+4.2+4.7)/3=4.6$

4.6

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。